

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	<p>全省庁統一入札資格、役務の提供等の各ランクでは、Aは3,000万円以上、Bは1,500万円以上3,000万円未満、Cは300万円以上1,500万円未満、Dは300万円未満の案件でしか入札できないとのことですが、本事業もこれに従った金額でしか入札はできないのですか？</p>	<p>「競争参加者の資格に関する公示」別記5なお書きにおいて、「統一資格に基づき実際に調達を行うに際しては、適正な競争性を確保するため、他の等級の競争参加が可能となるような弾力的な競争参加を認める場合がある。」とされていることを踏まえ、仕様書別表1「平成29年度地域若者サポートステーション事業実施地域一覧」における「必要な統一参加資格(役務の提供)」欄に定めるとおり、統一資格に幅を持たせた上で、これらに該当する統一資格を有している場合には競争に参加できることとしている。</p>
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	<p>キャリアコンサルタントの申請について 事業計画書提出後にやむえない事情により当初予定していた担当者を変更する事は可能ですか？</p>	<p>Q&A(第2回目)にも掲載のとおり、人事異動や採用活動の状況など、提案書提出後の事情の変化により、やむ得ず変更することはあり得るものと考えている。</p>
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	<p>国家資格のキャリアコンとは、1級技能士や2級技能士も対象となるか？</p>	<p>技能検定キャリアコンサルティング職種1級又は2級の学科試験、実技試験をそれぞれに合格した者は、キャリアコンサルタント試験の学科試験、実技試験のそれぞれに合格した者とみなすので、キャリアコンサルタント名簿に登録すること。</p>
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	<p>【入札関係】 ○入札の際に、封筒に入れるのは入札書(別紙1)のみでよいか。「入札提案申請書(別紙2)」「厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)」「委任状(別紙4)」「誓約書(別紙5)」「法令遵守に関する申出書(別紙6)」「関連会社一覧(別紙7)」は、別に提出すればよいか。</p>	<p>封筒に入れるのは入札書(別紙1)のみでよい。 ①封筒に入れ封印した入札書及び競争参加資格書類(入札説明書別紙3参照) ②提案書一式 をそれぞれ指定された提出先に提出されたい。</p>
1 応募団体・競争参加資格・入札書関係	<p>事業規模がBの場合、昨年度のBランクの金額を参考に考えてもいいものなのか</p>	<p>予定価格の額に関わることなのでお答えできない。</p>
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	<p>【相談窓口の設置について】 現在、当サポステ(常設サテライト)では設置している市が自主事業として、サポステ利用者を含む対象者に対し、複数の支援機関(サポステ含む)と協力して自立支援プログラムを実施している。 平成29年度にサポステ事業がある事を前提として、引き続き複数の関係機関による自立支援プログラムを実施する予定であるが、自主事業の利用者の大半がサポステ利用者である事を考慮し、市の職員をプログラムのコーディネーターとしてサポステ事務所に配置し、連携強化や情報の共有などを円滑にする事を検討している。 相談窓口の設置にあたり、このような配置および運営方法は可能か、また可能であるなら運営するうえで配慮すべきことがあればご指導いただきたい。</p>	<p>「市の職員」の位置づけが明らかではないが、 ①市の職員がコーディネーターとしてサポステ事務所に配置される場合は、市との連携確保の観点から当該コーディネーターに係る事務所スペースや机等の備品を使用させることは問題ないものとする。 ②市から委託を受けた他の団体の職員がコーディネーターとしてサポステ事務所に配置される場合は、当該コーディネーターに係る事務所スペースや机等の備品に係る費用は当該他の団体に負担させるべきものとする。</p>

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	相談支援窓口の設置について 利用のしやすさや交通至便な施設を考慮した上で、自前事務所の一部スペースを窓口として設置する事は可能ですか？	提案者の自前事務所のスペースを活用して窓口を設置することは差し支えない。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	本体サポステと常設サテライトのスタッフの兼務は可能か。	可能である。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	キャリアコンサルタントを職員として配置した場合、相談支援事業とステップアップ事業の両方に従事することは可能ですか。 可能の場合、人件費は勤務日数に合わせて按分して、それぞれの事業費から支出してよろしいでしょうか。	可能である。 人件費は、勤務日数や当該業務に従事する労働時間の割合に応じて按分されたい。
2 基本事項(仕様書第1及び第2関係)	PCは、スタッフ2人につき1台程度とあるが、常勤換算2名と考えるか、実際のスタッフ数で考えるのか。 また、実際のスタッフ数で考える場合で、相談支援事業(総括、相談員4名、情報管理1名)6名、職業体験・就職支援事業1名、定着・ステップアップ事業1名の場合、相談支援事業で3台、職業体験事業で1台、ステップアップ事業で1台で、5台と考えてよろしいか。または、全員で8名なので4台と考えるのが正しいか。	PCの設置に関しては、あくまでも目安として示しているものであり、適宜必要な台数を設置されたい。
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	対象地域について 当団体は県境に位置しています。地域の実情から隣の県より就職活動にいられている方もおられ、その中で28年度は隣の県からサポステを利用される方もいた。29年度においては対象地域が限定されているが、それ以外の地域の対象者がサポステの支援を希望した場合は、登録できないのか？	対象地域については、あくまでもサポステが主体となって活動する際の範囲を定めたものであり、対象地域外の対象者が支援を求める場合には、その利用を拒むものではない。
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	第2回Q&Aに「法人の自主事業等に就職する場合…(中略)…「期間の定めのある雇用」として一時的に雇用することまでを妨げるものではないが、本事業の就職実績としてカウントすることは、就職件数の水増しとの疑惑を招きかねないことから認めない。」とあったが、その場合の就職決定後の利用者はどう扱われるか。 定着・ステップアップ支援の対象になりうるのか、利用中止扱いになるのか、そのまま継続利用可能なのか。 利用者の不利益にならないように配慮願いたい。	「その場合」が提案団体における「期間の定めのある雇用の場合」なのか「期間の定めのない雇用の場合」のいずれを指すのかが明らかではないが、 ・提案団体において期間の定めのある雇用契約により一時的に就労する場合は、あくまでも次の就職に向けたつなぎの雇用であると考えられ、本事業の目的とする若年無業者等の職業的自立が図られている状態とは言い難いことから、就職件数にはカウントしないこととし、従って、提案団体における雇用期間終了後の次の就職に向けて引き続きサポステでの支援を受けることは問題ないこと。 ・提案団体において期間の定めのない雇用契約により就職する場合は、雇用主の立場から団体の責任において定着支援又はステップアップ支援を行うべきであることから、定着・ステップアップ支援の対象とはしない。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【対象者について】 雇用保険受給に関わらず、既に自分でハローワークを活用し応募活動を行っているがハローワーク職員の判断によりサポステでの支援が必要と思われるリファアされた者について、登録及び継続支援する事は可能か</p>	<p>ハローワークからのリファアによりサポステに誘導されてきた者については、サポステによる支援対象者となる。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>・P14 職業の世界を知る事に関するメニューの中の(a)職場見学(b)職場体験の2つと、地方自治体で措置する事項のうちの職業ふれあい事業やジョブトレーニングとの違いについて教えて欲しい。また、上記(a)(b)の支援と職場体験事業の中の職場見学・体験は組み合わせで支援を展開する事は可能なのかどうか。</p>	<p>仕様書第3の3(1)ウ(ウ)cの(a)職場見学及び(b)職場体験は、それぞれ、参照先の仕様書第3の3(2)ウの(ア)職業ふれあい事業及び(イ)ジョブトレーニングを指す。 なお、仕様書第3の3(1)ウ(ウ)においては、「職業的自立支援プログラムに基づき、下記(2)地域の実情に応じて実施する事項(地方公共団体が措置する事項)を活用しつつ」としており、地方公共団体が措置する職業ふれあい事業及びジョブトレーニングも活用しつつ、支援を行っていくものという趣旨である。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>○国事業と自治体事業のプログラムが重複している場合、どちらの事業でプログラムを実施するかは、サポステが判断して良いのか 例えば、自治体事業の方が充実している為、国事業でのプログラム実施は行わず、全て自治体事業でのプログラム実施をすることは可能か</p>	<p>地方公共団体においてプログラムの実施に関する事業が措置され、当該地方公共団体から委託を受ける場合は、当該委託契約の内容を踏まえつつ、原則として、当該地方公共団体の事業によるプログラムを優先して実施されたい。 ただし、プログラムの内容から判断して、地方公共団体との委託契約では認められない内容のものであって、国の委託費から支弁することが適当である内容のプログラム経費について国の委託費から支弁して差し支えない。 なお、同一内容のプログラムを複数回実施するような場合には、1回目は国、2回目は地方公共団体、3回目は国のように、どちらの事業から支出するのかについての根拠や判断が不明瞭な状態になることは避け、あくまでも地方公共団体との委託契約の内容やプログラムの内容に応じて、国の事業又は地方公共団体の事業のいずれの事業として実施するかを判断されたい。</p>
3 相談支援事業(仕様書第3関係)	<p>【検討依頼】 若年無業者等アウトリーチ支援事業を行うにあたり学生・未登録者に対するアプローチが増える事が予想される。現在のSNACKSでは本登録以前の記録が残らないため利用者の不利益につながらないように対応記録に「登録・未登録」の分類をできるなど対策を検討して頂きたい。</p>	<p>ご要望については、は中央センターと共有の上、検討することとしたい。</p>
4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	<p>集中訓練プログラム事業について 対象人員 事業規模「A」「A'」52人月 20日間の集中訓練に4泊5日の合宿こみで2～10名参加で実施する場合年度内で何回まで開催可能でしょうか また、参加人数と開催回数に目標値はありますか</p>	<p>「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿により実施する場合」の上限人数については、1人1月あたりの事業費が10万円(基本事業費4万円+合宿事業費6万円)であることを踏まえて設定しているものであるため、この点を考慮の上、提案書を作成されたい。 なお、参加人数及び開催回数についての目標値は設定していないが、。上限人数に比して予定人数が極端に少ない場合には、当然評価にも影響を与えるものであることに留意されたい。</p>

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	○第4 若年者集中訓練プログラム事業 ・P33 3 対象人員 対象人員の上限は、「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿により実施」と仮定した場合の人数が示されているが、合宿形式で実施する場合と、通所形式で実施する場合の人数のカウントは違いがあるのか。	「すべての集中訓練プログラムを、全プログラム期間を通じて合宿により実施する場合」の上限人数については、1人1月あたりの事業費が10万円(基本事業費4万円+合宿事業費6万円)であることを踏まえて設定しているものであるため、この点を考慮の上、提案書を作成されたい。
4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	同一の地域の入札で、集中訓練プログラムの回数と人数をそれなりにした団体と最低限にした団体とでは、入札の総額に大きな差がつくと考えられるが金額についての集中訓練の回数と人数の配慮はしてもらえるのか	仕様書に示している上限数に比して著しく実施規模が小さい場合は、提案書の評価に影響を与えるものと考えている。
4 集中訓練プログラム事業(仕様書第4関係)	・P33 3 対象人員について、上限が示されているが、当サポステの今期の集中訓練プログラム参加実績ベースで提案しても差し支えないか。	今年度実績等を踏まえて提案することは差し支えない。 ただし、上限人数に比して予定人数が極端に少ない場合には、当然評価にも影響を与えるものであることに留意されたい。
5 職場体験・就職支援事業(仕様書第5関係)	○第5 職場体験・就職支援事業 ・P.40 4(7)(ア)b プログラム参加者と同cの支援対象者の違い何か。	同義である。
5 職場体験・就職支援事業(仕様書第5関係)	仕様書の第5「職場体験・就職支援事業」の「6 留意点」の(5)について、「若年無業者集中訓練プログラムと連結した一連のプログラムとして計画・実施することも可能」というのは、集中訓練プログラムのプログラム内に職場体験・就職支援事業を利用してもよいということなのか、または集中訓練プログラム事業と職場体験・就職訓練事業をそれぞれ実施し、これを連動するというのでしょうか。	集中訓練プログラムのプログラム期間中に、職場体験・就職支援事業における職場体験プログラムを併用(集中訓練プログラムにおける職場体験が、職場体験・就職支援事業の職場体験プログラムの要件を満たす場合には、職場体験実施事業主に対する職場体験プログラム協力謝金を支給)することが可能という趣旨である。
6 定着・ステップアップ支援事業(仕様書第6関係)	○第6 定着・ステップアップ事業 P.43 イ(ウ)b(a) パソコンスキル上級者向けのもと、Excel・wordの上級編でもいいのか	Word、Excelの上級編という認識で差し支えない。このほか、PowerPointやAccessなどが考えられる。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	○委託要綱(別添2) ・総額の予算に対して、事業区分(4つの事業)及び委託対象経費区分相互間(体制費、活動事務費)の配分額の変更は認めないとなっている。一方、活動費内の規定は書かれていないことから、活動費の中の区分(旅費や消耗品や印刷・広告費等)については活動事務費総額を越えなければ、この区分内配分の割合は変更する事はいいというふうと考えてよいか。	貴見のとおり、委託対象経費区分相互間の配分額の変更は認めないが、例えば相談支援事業における活動事務費における費目の区分(旅費、消耗品、印刷・広告費等)については、その活動事務費の金額の範囲内で、費目の区分間での配分変更は認められる。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
7 事業費関係(仕様書第7関係)	仕様書に定める『常設サテライト』ではありませんが、週4日程度開所するサテライトを設置する場合、毎月の会場の借料や固定電話代等の活動事務に関する費用は本所と同様に計上してもよろしいでしょうか？	仕様書において「常設サテライト窓口」を設置することになっていない場合であっても、必要に応じてサテライトを設置の提案する場合に、当該サテライトに係る費用を計上することは差し支えない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	相談支援窓口の設置について 賃貸の場合、敷金・礼金も事業費に計上する事は可能ですか？ また可能な場合、計上の仕方は各事業(相談支援/職場体験事業・・・)での按分となりますか？ それとも相談支援事業のみでの経費計上となりますか？	委託費により支弁できるものは、事業の実施にあたって真に必要なものだけに限定されているため、仲介手数料、敷金、礼金、更新手数料については支出対象経費とはならない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	常設サテライト設置に関する経費(事務所スペース借料・通信費等)は、相談支援事業への計上で問題ないでしょうか。 人件費に関しては、常設サテライト勤務予定のキャリアコンサルタントは相談支援事業に、ステップアップ支援員は定着ステップアップ事業への計上という認識でよろしいでしょうか。	常設サテライト窓口の設置に関する費用についても、複数の事業の関係する共通経費は、必要に応じて按分すること。 なお、人件費の考え方については、貴見のとおり。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	新規の常設サテライトにおいて、該当地域での展開をスムーズにするために、地域団体との協働を考え、職員の出向によって人員を賄うことを検討している。ただし、週3日開設の常設サテライトでは、常勤職員であれば、週3日を出向先で、残り週2日を出向元で就業することも想定される。それぞれの日数の契約に基づけば、合計では週30時間を超えるものの、各々では週30時間に満たず、社会保険料に関して出向職員が不利益を被る可能性がある。そのため、社会保険料等を含む広義の人件費を日数で按分し、出向元に負担金支出をする形で、人件費を計上することは可能か。	ご質問の手法であれば再委託には当たらないため、可能である。 ただし、出向元に対し負担金を拠出する根拠や金額、出向元が負担する人件費の範囲(日数、時間等)について、出向先(提案団体)と出向元(地域の団体)との間で、書面による出向契約を締結することにより、証拠書類を整えておくこと。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	P.51 (ア)費目a 健康診断費が対象になっているが職員のインフルエンザ予防接種は経費対象となるか	インフルエンザ予防接種は支出対象経費とはならない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	P.51 プログラム実施経費 b(a) サボステ職員によって行われるもの(謝金が発生しないもの)と記載されているが、外部講師を呼んで謝金を支払った場合、プログラムの実施経費は措置されないのか	Q&A(第2回)において回答しているとおり、仕様書第7の2(2)カ(ア)bにおいては、プログラムの実施経費については規定しているが、これに加えて、外部講師に対する日額税込1万円を超えない謝金についても、支出対象経費として差し支えない。 ただし、地方公共団体が措置する事項として実施する「職業ふれあい事業」や「ジョブトレーニング」として行うプログラムに係る外部講師謝金については、支出対象経費とはならない。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
7 事業費関係(仕様書第7関係)	P.51 (ア)費目b プログラム実施経費は、どのようなものを想定しているのか(例: PC講座のPCリース費用・教本・ソフト、スタッフ旅費は対象か)	プログラムを行うための会場等の借料のほか、当該会場までのスタッフ旅費、資料代などを想定している。ただし、資格取得のための受講費用、受検料は支出対象経費とはならないものとする。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	仕様書P52 一般管理費について NPO法人は、(イ)公益法人における計算方法というところを考えるのか。(ウ)その他の法人における計算方法というところを考えるのか。	NPO法人の場合は、(ウ)その他の法人における計算方法によること。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	仕様書P52 一般管理費について (ウ)その他の法人における計算方法について その他のにかかると言葉は、「計算方法」なのか「法人」なのか。 法人による計算では10%以上になるなら10%で計算するようにということなのか。 一般管理費の例にあるような項目のうち活用するものがあれば、そのみを上乗せする形でいいのか。	「その他」は、「法人」に係るものである。 よって、NPO法人の場合は、(ウ)その他の法人における計算方法によることとし、計算の結果、一般管理費率が10%を超える場合は、10%により計上すること。 なお、一般管理費については、体制費と活動事務費を合計した額に、一般管理費率を乗じて得た額を上限に、本事業を実施する上で必要な経費であって本事業に要した経費としての抽出・特定が困難な間接経費を、委託費から支弁する認められるものであるため、一般管理費として計上する場合は、個々の経費について積算する必要はない。 ただし、間接経費として認められる経費であっても、本事業に要した経費として抽出・特定が可能な場合は、必要な経費のみを見積もって入札額に計上することとしても差し支えない。
7 事業費関係(仕様書第7関係)	職場体験・就職支援事業でスタッフの自家用車を使用する場合、車を借り上げて契約を交わすことは可能か。	個人所有の自家用車を借り上げる場合、各種書類が整備されている場合に限り、1kmあたり37円を上限として支出対象経費として認めているが、これは借り上げ車両に係る減価償却費を含めたものである。 このため、別途、スタッフの自家用車を借り上げた場合に、当該借り上げに係る契約を締結し、借り上げ料を支払うことは認めない。
8 その他(仕様書第8関係)	【目標数値の考え方について】 常設サテライトについて新規登録者、就職者とそれぞれ目標が設定されているが、上位サポステと常設サテライトそれぞれに目標数値を達成する事が必須なのか、または常設を含む上位サポステ(全体)として合算した目標達成でよいのか	目標については、通常の相談支援窓口及び常設サテライト窓口を合算して判断することとする。 なお、SNACKSについては、相談支援窓口、常設サテライト窓口それぞれに異なるIDを付与する予定であるが、加えて、相談支援窓口においては、常設サテライト窓口を合算したサポステ全体としての実績も把握できるようにする予定である。
9 提案書関係(記入方法)	提案書作成要領について 1(2)提案書の綴じ方のイ別表とはどのようなことか?	別表は誤りであり、お詫び申し上げます。 正しくは、提案書様式の表紙に記載のとおり、墨付き括弧がある資料については、括弧内の文言によりインデックスを付されたい。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
9 提案書関係(記入方法)	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/nouryoku/ys-station/h29choutatsu/ について新たにアップされた書類についてですが、QAと積算内訳書は新たにアップされたのでいいのですが、提案書様式と入札説明書の別紙様式については何か変更等あるのでしょうか？ 労働局によっては、PDFのみしかアップしていない場合があるので、アップしたということでもいいでしょうか。	提案書様式及び入札説明書様式については、ご指摘のとおり、労働局によってはPDFのみの掲載であったことから、編集可能な媒体を掲載したものであるが、更に、Q&A(第3回)の掲載にあわせ、次の点を修正している。 ・提案書様式【2】(2)キ(ア)「就職に向けて実施している支援の内容(上記●のプログラム以外)」の●について記載漏れの修正 ・提案書様式の「スタッフ名簿」の2d「従事内容」欄について、複数選択できるようドロップダウンリストからの選択方式を解除
9 提案書関係(記入方法)	提案書の「キ その他効果的に相談支援事業を実施する上での取組・工夫」の(ア)の「●(黒丸)」は具体的にはどこの部分を指しているのでしょうか。	提案書様式【2】(2)キ(ア)「就職に向けて実施している支援の内容(上記●のプログラム以外)」の●について記載漏れがお詫び申し上げます。 当該●は、【2】(2)ア「実施予定のプログラムの内容等」であり、これらプログラム以外に実施する予定のプログラムについて記載していただきたい。 なお、掲載している提案書様式については、当該箇所を修正済みである。
9 提案書関係(記入方法)	提案書内の不要な行やデータ(例:集中訓練事業のエクセルデータ)など記入しないものは削除して良いか。	「集中訓練プログラム事業」に係る作業シートは削除してよい。 その他の項目については、当該項目に係る提案の有無が判別範囲で、空白行を削除することは差し支えない。 (入力欄が複数あるものについて、空白行を削除するのは可。入力欄が1つものについて、当該入力欄を削除するのは不可。)
9 提案書関係(記入方法)	○第3 相談支援事業 ・提案書の中に内容を記載する項目があるが、記載したか否かでプログラムが実施出来るかどうかが決まるのか。 記載しなかった事項は年間をとおして実施できないという認識か。	提案書及び落札後に提出することとなる事業実施計画書に記載のないプログラムについては、必ずしも実施不可とするのではなく、契約金額の範囲内で、労働局と協議の上、実施することは差し支えないものであるが、提案書に記載のない事項は評価対象とはならないので留意すること。
9 提案書関係(記入方法)	地方公共団体が措置する事業の実施予定がない場合、提案書【2】(2)ウ記載することができませんが、採点に影響がありますか	入札説明書で示している「平成29年度地域若者サポートステーション事業」における評価項目及び評価基準」別紙の採点表に示しているとおり、「地域の実情に応じて実施する(地方公共団体が措置する事項)に関して、連携が十分に図られており、パフォーマンスの向上効果がある」場合には、技術点300点満点のうち10%に相当する30点の範囲内で加点評価を行うこととしている。 なお、現時点で地方公共団体が措置する事業の実施予定がない場合であっても、平成30年度以降の実施に向けた地方公共団体への働きかけを行うなどの取組の記載するなど提案書の工夫の余地はあるものと考えられる。
9 提案書関係(記入方法)	ネットワーク構成員見込数について(それぞれ具体例として3つ程度記載すること)と記載してあるが、既にネットワークが存在しネットワーク構成委員の増員を検討していない場合は現在のネットワーク構成委員のみの記載でいいか。	ネットワーク構築に係る具体例については、新たにネットワークに参加する者に係る記述を否定するものではないが、既存のネットワークの構成員との間で行っている連携方法・役割分担に係る主要な取組や、従来にはない新たな取り組みについて記載することが望ましい。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
9 提案書関係(記入方法)	提案書の「カ 周知・広報」における(ア)と(イ)の違いがわかりにくく、それぞれ具体例でいうとどういったものをイメージしているのか教えていただきたい。例えば各サポステでこれまでに作成して来た利用案内資料(いわゆるパンフレットやリーフレットなどと呼ばれてきているもの)などはどちらに当たるのでしょうか。	(ア)のいわゆる「パンフレット」は、複数枚の紙を仮綴じたものを想定している。 (イ)のいわゆる「チラシ・リーフレット」は、一枚刷りの印刷物又は折りたたみ式の小物の印刷物を想定している。 なお、各サポステでこれまでに作成している印刷物について、どちらに当たるかは適宜判断されたい。
9 提案書関係(記入方法)	提案書の「キ その他効果的に相談支援事業を実施する上での取組・工夫」の(ウ)と(エ)の違いがわかりにくく、特に(エ)はどのような具体例をイメージしているのでしょうか。	(ウ)については、支援の量の観点から、就職件数を増加させるための取組があれば記載すること。 (エ)については、支援の質の観点から、就職率を向上させるための取組があれば記載すること。 なお、新規登録者数が変化しないと仮定すると、就職件数が増加すれば当然に就職率も向上するものであることから、両者が同じ取組内容となる場合には、「同上」と記載しても差し支えない。
9 提案書関係(記入方法)	職業体験・SU(5)イ定着・ステップアップ支援として実施予定のセミナー・懇談会等のテーマ(主なもの5つ程度)について表にテーマ欄とセミナーの狙い・内容欄がありますが、セミナーの種類を記入し、セミナーの狙い・内容を記入するのか懇談会等のテーマを記入し、そのテーマの狙い・内容を記入するのか入力内容について確認させてください。	セミナー・懇談会等の「テーマ」欄には、具体的なテーマを記載し、「セミナーの狙い・内容」欄には、そのテーマを選んだ理由や狙い、内容について、セミナー形式・懇談会形式といった形式も含めて記載すること。
9 提案書関係(記入方法)	市の事業で行われる若者就労支援機関において、サポステスタッフが講師として職業的自立プログラムを実施する場合で、その交通費や事務費が市から支払われる場合、提案書の【4】地方公共団体からの支援(2)その他の支援にその費用を記載するか。	当該業務について、地方公共団体から直接的に提案団体に対して委託されており、提案団体が主体となって行っている場合は、提案書【4】(2)の「その他の支援」に記載することとして差し支えない。 一方、提案団体以外の団体が、地方公共団体からの委託を受けて若者就労支援機関を運営している場合であって、当該他の団体に対して支払われる委託費等の中から、当該業務に係るサポステスタッフに対する交通費その他経費が支払われているに過ぎない場合(市が行う若者就労支援機関の運営事業に対する講師派遣協力に過ぎない場合)は、提案団体が主体となって実施しているとは言えないことから、提案書に記載する必要はない。
9 提案書関係(記入方法)	スタッフ名簿について「d.従事内容」欄は、以下①～⑦から選ぶこと(複数回答可)とあるが、ドロップダウンリストから複数回答することができません。どのように対応すればいいのでしょうか。	複数選択可能となるよう、ドロップダウンリストからの選択方式を解除した提案書様式のエクセルファイルを掲載する。 なお、既に下のエクセルファイルを使用している場合は、以下の①から③のいずれかの方法に対応されたい。 ①旧ファイルに入力した内容を新ファイルにコピー＆ペーストする。 ②旧ファイルの「スタッフ名簿」シートを削除した上で、新ファイルの「スタッフ名簿」シートをコピーして使用する。 ③旧ファイルの「スタッフ名簿」シートのL24:M43を選択し、ツールバーの「データ」タブから「データの入力規則」→「データの入力規則」により出現したポップアップにおいて、「入力値の種類」を「リスト」から「すべての値」に変更する。
9 提案書関係(記入方法)	スタッフ名簿の職名欄に兼務している場合は最も従事時間の多い業務を選ぶことと書いてあるが、他のスタッフと協働で行っている場合、1～6の中で職名としてののらない数字があってもいいのか(6の情報管理員のことです)	提案書様式のスタッフ名簿の2d「従事内容」欄について、ドロップダウンリストからの選択方式を解除し、複数選択できるようにしたエクセルファイルを掲載したので、当該項目において、⑥情報管理員としての業務に従事することが分かるようにされたい。

平成29年度地域若者サポートステーション事業における一般競争入札(総合評価落札方式)に関するQ&A
(平成29年2月16日掲載分)

種別	質問内容	回答
10 提案書関係(添付書類)	提出書類の「応募者の資本等を証する書類等」に「現在事項全部証明書、残高証明書等」とあるが、ここでの残高証明とは何の残高証明が必要なのか。通帳が複数ある場合は、すべての残高証明が必要になるのか。	残高証明については、預貯金の額の主たる部分がかかる口座に係る残高証明を提出すれば足りる。また、現在事項全部証明書、残高証明書は、いずれか一方の提出で差し支えない。